

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
民間住宅リフォーム支援事業費補助金	持ち家住宅を増改築またはリフォームする方に対し、工事費の一部を補助 対象条件：本人(配偶者含む)、親または子が所有し、いずれかが居住する住宅であること。(同一の住宅について1回限り)。ただし、右記②に該当する申請については、昨年度までにリフォーム補助を受けた箇所・内容と異なる工事は、1回に限り、過去の補助金額と合算して20万円を限度に再利用できる)	①増改築・リフォーム等工事：工事費の2/10、上限10万円 ②耐震改修工事、克雷改修工事、多子世帯(18歳未満の子が3人以上いる世帯)のリフォーム等工事：工事費の2/10、上限20万円 ※①と②の併用はできません ※耐震改修工事に対し、関連補助金とあわせて最大50万円を補助	個人
木造住宅耐震診断支援事業	市内にある木造戸建住宅(店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること)を所有(共有を含む)し、耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施	自己負担が1万円になるよう助成	個人
木造住宅耐震改修事業費補助金	市内にある木造戸建住宅(店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること)を所有(共有を含む)し、耐震改修工事を行う方に対し、耐震改修工事費用の一部を補助	耐震改修工事費の23/100以内、上限30万円	個人

☎ 都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助。公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外の地域	5人槽 35万1千円 7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円	個人

☎ 上下水道課 上下水道班 ☎ 30-0271

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
非公営小規模水道等施設整備費補助金	老朽化している小規模水道等の施設の改良整備費用の一部を補助 給水計画区域外で、原水の質および量、地理的条件並びに当該小規模水道等の形態に応じ取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設および配水施設の全部または一部を有するもので、別に定める要件を備えるもの	補助率：1/3以内、上限100万円	組合等
水道給水装置等設備資金利子補給費補助金	上水道の給水装置の設置工事に係る資金について金融機関から融資を受ける場合の利子分を補助 対象者：①市内在住②水道料金、給水装置工事費および市税の滞納がない③当該資金を過去に借りた分の返済が完了④借地、借家および間借りの場合は所有者の同意を得る 融資内容：①融資限度額1件5万円以上の工事につき5～50万円②返済期間5年以内③融資機関秋田銀行	支払利子の全額を助成	個人
水洗便所改造資金融資あっせん利子補給費補助金	水洗化工事に係る資金について金融機関から融資を受ける場合、返済後の利子分を補助 対象者：①公共下水道または農業集落排水供用開始区域内にある家屋の所有者または所有者の同意を得た家屋の占有者②受益者負担金または受益者分担金および市税の滞納がない③新築でない 融資内容：①融資限度額80万円以内(アパート等でトイレが2カ所以上ある場合は1カ所につき30万円以内とし、限度額150万円)②返済期間50カ月以内③融資機関は市内金融機関(ゆうちょ銀行を除く)であること	支払利子の全額を助成	個人

☎ 上下水道課 管理班 ☎ 30-0275

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市奨学資金	市民の子で義務教育を終了し、通信制の課程を除く高等学校、高等専門学校、大学およびこれに準ずる学校に進学見込みまたは在学する方に対し、正規の修業年限を上限として学資金を貸与 ※30年度の募集は終了	・高校、高専前期の3年間：月額1万円 ・高専後期の2年間、専修学校、短期大学、大学、大学院：月額3万円 ※成績要件等有り	個人

☎ 総務学事課 総務班 ☎ 30-0290

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
通学対策費補助金	遠距離(小学校4kmを超える、中学校6kmを超える)または準遠距離(小学校2～4km、中学校3～6km)通学している児童生徒の路線バス定期券購入に対して全額または一部を助成	遠距離通学の児童生徒は定期券購入の全額、準遠距離通学の児童生徒は定期券購入の一部を助成	個人
かつのの保育成補助金	市在住で第3子以降の小中学生を養育している方に、学校教育にかかる費用を助成	小学校に在籍する第3子以降一人につき年額1万2千円(月額1千円) 中学校に在籍する第3子以降一人につき年額2万4千円(月額2千円)	個人
かつのの宝夢支援補助金	市在住で第3子以降の高校生を養育している方に、学校教育にかかる費用を助成	<授業料> 第3子以降の子どもが高等学校等へ入学し、高等学校等就学支援金の不認定通知を受けた方に授業料を補助(月額9,900円を上限) <教科書等購入> 第3子以降の子どもが高等学校等で指定された教科書等の購入費用を補助(年額3万6千円を上限)	個人
就学援助事業	経済的な理由で小・中学校の義務教育を受けることが困難な児童生徒に対して、就学に必要な費用を助成	給食費、学用品費、修学旅行費などを助成	個人
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用を助成		個人

☎ 総務学事課 学事指導班 ☎ 30-0291

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
みらい輝く人材育成事業補助金	鹿角 GENKI カレッジの塾生および塾修了後3年以内の塾修了生が主体となる成人団体が行う実践活動や学習を深めるための研修会や講演会への補助。地域づくり活動、地域活性化、文化継承事業等が対象。同一の申請者の認定の回数は2回が上限	補助率：2/3、1団体あたり上限30万円	塾生および塾修了生が主体の団体

☎ 生涯学習課 社会教育班 ☎ 30-0292

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
スポーツ審判員等養成補助金	市内のスポーツ大会等で必要とされる審判資格の取得に必要な費用の一部を補助	申請・受験手数料、旅費などの経費の1/2(1競技・1人につき上限1万円)	個人
スポーツ少年団認定員等養成補助金	スポーツ少年団や地域スポーツ団体の認定員等の資格取得に必要な費用の一部を補助	申請・受験手数料、旅費などの経費の1/2(上限1万円)	個人
スポーツ合宿奨励補助金	スポーツ技術の向上を目的とする、市内の宿泊施設を利用して行う合宿の宿泊に必要な費用の一部を補助。2泊3日以上と5人以上が条件	1人1泊あたり2千円、上限40万円(鹿角トレーニングセンター、簡易宿泊施設は1人1泊あたり1千円、上限20万円) ※全国規模大会の前日泊は対象外	合宿を行う団体
ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金	市内の小中学生・高校生および市アルペンスポーツ少年団員のリフト使用料の一部を補助	市内3スキー場の共通シーズン券(3万1千円相当)1枚あたり1万8千円を補助	個人

☎ スポーツ振興課 ☎ 30-0297